



報道関係者 各位

平成29年7月6日(木)

【照会先】

愛知労働局労働基準部健康課

課 長 近藤 慎次郎

主任労働衛生専門官 大岩 広司

(電 話) 052-972-0256

(FAX) 052-972-8574

治療と仕事の両立支援のための 「愛知県地域両立支援推進チーム」を設置します

「治療と仕事の両立支援」は、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取組です。

この取組を広く患者である労働者、事業主そして主治医の皆さんに周知するためには、地域において両立支援に取り組む民間団体や自治体等の関係者が緊密に連携を図ることが重要です。

このため、愛知労働局では、関係者による連携した取組を推進するため、次ページ一覧表に掲げる機関の参画を得て「愛知県地域両立支援推進チーム」(別添の規約案参照)を設置することとしました。

なお、第1回目の会議は、下記のとおり開催いたします。

記

1 開催日時：平成29年7月24日(月) 午後2時～午後4時30分

2 場 所：名古屋合同庁舎3号館 7階共用会議室
(名古屋市東区白壁1-15-1)

3 参集者の所属機関等：次ページ一覧表のとおり

4 主な議題

- (1) 「愛知県地域両立支援推進チーム」規約の制定
- (2) 治療と仕事の両立支援に係る各機関の取組状況について
- (3) 企業向け及び患者(労働者)に向けたパンフレットの作成について
- (4) 各機関の取組に係る相互の周知協力について
- (5) 愛知県地域両立支援推進チームの今後の活動について
- (6) その他

愛知県地域両立支援推進チームの構成機関等一覧表

愛知県 産業労働部 健康福祉部 若年性認知症総合支援センター
名古屋市 健康福祉局
公益社団法人 愛知県医師会
愛知県経営者協会
日本労働組合総連合会 愛知県連合会
愛知県社会保険労務士会
公益社団法人 日本医療社会福祉協会
一般社団法人 日本産業カウンセラー協会
特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会
独立行政法人 労働者健康安全機構 中部労災病院 旭労災病院 愛知産業保健総合支援センター
愛知労働局 雇用環境・均等部 労働基準部（事務局：健康課） 職業安定部

愛知県地域両立支援推進チーム規約（案）

1 目的

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援のための取組の促進が図られるよう、地域の関係機関及び関係者によるネットワークを構築し、取組の連携を図ることを目的とする。

2 名称

名称は、「愛知県地域両立支援推進チーム」とする。

3 構成

参集者は、別添「愛知県地域両立支援推進チーム参集者名簿」に記載のものとする。

なお、参集者は、愛知県地域両立支援推進チーム及び関係機関の意見等を踏まえ、変更することができる。

4 会議の開催

平成 33 年度までの間、原則として毎年 1 回開催する。ただし、初年度は 2 回開催する。

5 実施内容

治療と仕事の両立支援を効果的に実施するため、下記の取組を行う。

- (1) 両立支援に係る参集者又は参集者の属する各機関における取組の実施状況の共有
- (2) 各機関の取組に係る連携（相互の周知協力等）
- (3) 相談窓口の支援連携に係る各機関の役割分担及び連絡先等の共有及び周知
- (4) 地域における両立支援コーディネーターの周知・活動の支援
- (5) 各地域における企業向け及び患者（労働者）向けパンフレットの作成
- (6) 両立支援ガイドラインや地域版パンフレットを活用した両立支援の周知・啓発
- (7) 愛知県産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- (8) その他、必要に応じ愛知県内独自の周知・啓発のための事業の実施イベントの企画・開催

6 事務局は、愛知労働局労働基準部健康課に置き、運営に係る連絡調整等必要な事務を行う。

7 その他

本規約は、平成 29 年〇〇月〇日（規約の承認された日）から施行する。

「病気になっても働きたい。」
そんな働く人の気持ちを応援したい。



今、知って欲しい。

治療と職業生活の 両立支援

近年、治療技術のめざましい進歩や、働く人を取り巻く環境の変化により、
病気になっても仕事を辞めず働き続けることができるようになってきました。
今後、職場においても労働力の高齢化が見込まれる中、病気を抱えた従業員が、
治療を受けながら働く場面に直面することが増えると考えられます。
従業員が安心して治療を受けながら働き続けるために、会社として準備できることは何でしょうか。

本リーフレットで、一緒に考えてみませんか？

治療と職業生活の両立支援とは

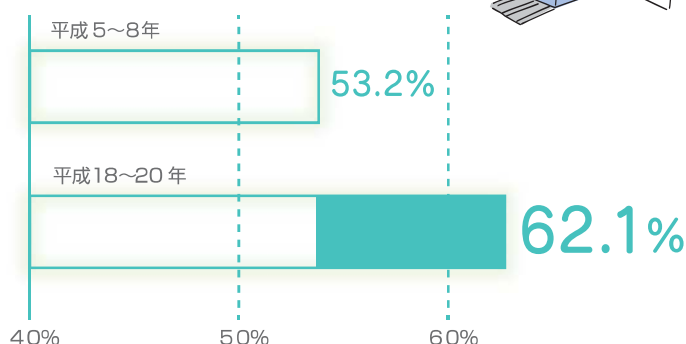
どうして両立支援が必要なの？

なぜ、今、「治療と職業生活の両立支援」が必要とされているのでしょうか。
医療の変化や働く人の気持ちなど、3つのポイントに分けて具体的に説明します。

POINT 1

治療技術の進歩により、「不治の病」は「長く付き合う病気」に。

現在、日本人の2人に1人が、生涯のうちに一度はがんになると言われています。右のグラフは、がんと診断されてから5年後に生存している割合を平成5～8年と平成18～20年で比較したものです。生存率が、過去と比べて62.1%にアップしていることから、がんは「長く付き合う病気」になってきたと言えます。



出典：地域がん登録に基づき独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターが集計



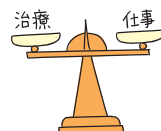
POINT 2

今は仕事をしながら治療を続けることが可能な時代。

仕事をもちながらがんで通院している人の数は、現在推計32.5万人。がんは必ずしもすぐに離職しなければならない病気ではなくなりつつあります。今後、高齢になっても働く人の割合が増えることに伴い、病気を抱えながら働く労働者の増加も見込まれています。

32.5万人

出典：「平成22年国民生活基礎調査」に基づく推計

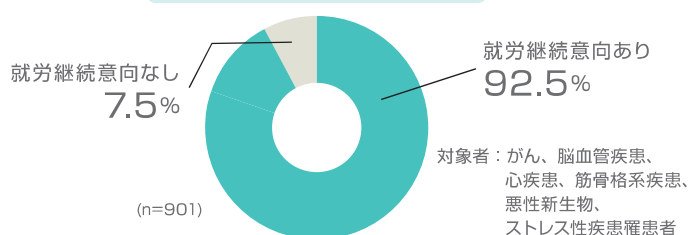


POINT 3

患者にとって、仕事は生きがいでもあります。

がんなどの病気を抱えながらも仕事を続けたい人は、92.5%もいます。その理由は、家庭の生計を維持するためや、治療代のためはもちろん、働くことが自身の生きがいであるためなど様々。病気を抱える労働者のためにも、治療を続けながら働ける環境を作ることが必要とされています。

がんなどの患者の就労意向



出典：「治療と職業生活の両立等の支援対策事業 アンケート調査」 2013年9-10月（厚生労働省委託 みずほ情報総研）



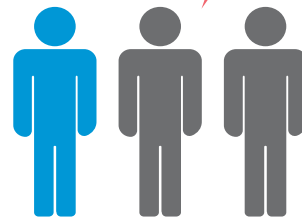
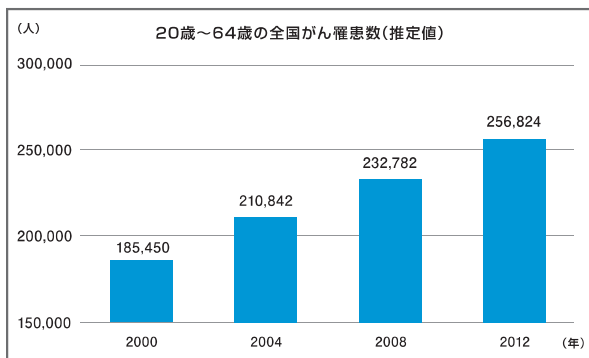
病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。労働者ががんなどの病気を理由として安易に退職を決めてしまわないように、事業者側にも、日頃から病気に関する理解の促進や、労働者との良好なコミュニケーションが求められています。

両立支援は事業者にとっても重要！

「治療と職業生活の両立支援」は、事業者にとってどんな意義があるのでしょうか。
あなたの職場に当てはめて考えてみてください。

POINT 1

20～64歳の働く世代においても、がんと診断される人が増えています。
今後、がんはますます働く世代の問題に。



2012年にがんと診断された全ての患者のうち、
約3人に1人が20～64歳の働く世代です。

出典：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター



POINT 2

治療と職業生活の両立を支援することは、労働者のみならず事業者にとっても、大きなメリットがあります。

事業者のメリット

- 労働者の「健康確保」の推進
- 継続的な人材の確保
- 労働者のモチベーションの向上
による人材の定着・生産性の向上
- 「健康経営」の実現
- 多様な人材の活用による組織や
事業の活性化

労働者のメリット

- 治療に関する配慮が行われること
による病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入を得ること
- 働くことによる社会への貢献

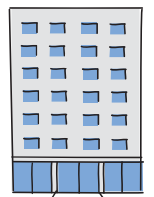


POINT 3

がんなどの病気になっても安心して働き続けられる職場をつくるために、
治療と職業生活の両立を実現しやすい職場の環境整備が大切です。

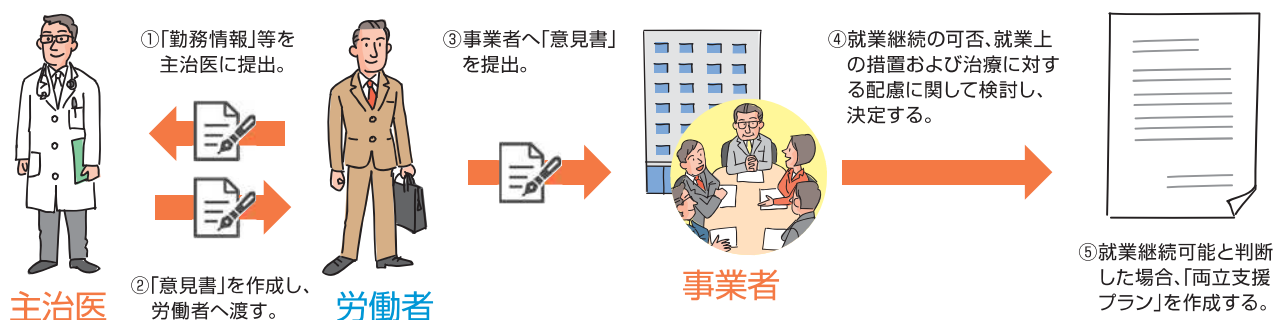
- ①事業者による基本方針の表明と労働者への周知
- ②がんなどの病気や、両立支援に関する知識の普及・啓発のための教育
- ③治療への配慮などが円滑に進むような職場風土の醸成
- ④安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- ⑤柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討、導入

など



あなたの職場でも、両立支援に取り組んでみませんか？

両立支援の基本的な進め方



労働者や事業者からの申し出により、両立支援促進員が医療機関と連携し、それぞれのステップに応じた助言・支援を行います。お気軽にご相談ください。

※「勤務情報」や「意見書」などの様式は産業保健総合支援センターで用意しています。

都道府県ごとの産業保健総合支援センターでは、 両立支援促進員が治療と職業生活の両立支援を無料でお手伝いします。

- ①事業者や人事労務担当者などからの両立支援に関する相談に応じます。
- ②事業場を訪問し、状況にあった具体的な助言等を行います。
また、治療と職業生活の両立への理解を促す教育を実施します。
- ③労働者が治療を受けながら仕事を続けるための、事業場と患者(労働者)間の調整支援をします。
また、両立支援プラン作成の助言を行います。
- ④産業保健総合支援センターでは、両立支援を普及促進するため、事業者等に対する啓発セミナーを実施しています。



「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」をご活用ください。

厚生労働省では、事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフを対象に、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成しました。がんなどの病気を治療しながら働きたい労働者に対して、職場はどのような対応をしたらよいのか、環境整備や進め方、様式例集等、両立支援に向けて事業者が取り組むべき内容を丁寧に紹介する一冊です。

＼ホームページからガイドラインをダウンロードできます！／

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

(ページ内検索をご利用ください。)



ご相談はお近くの産業保健総合支援センター・治療就労両立支援センターまで

〈各センターの一覧はこちら〉

労働者健康安全機構ホームページ

<http://www.johas.go.jp/>

労働者健康安全機構

検索

〈電話でのお問い合わせ〉

独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健課

Tel. 044-431-8660

